

## 第12回津地方裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成21年1月29日(木)午後1時30分～午後3時30分

### 2 開催場所

津地方裁判所B館4階大会議室

### 3 出席者

(委員)

岩脇圭一委員, 河瀬由美子委員, 合田篤子委員, 下山保男委員長, 新明智子委員, 曾我部一志委員, 滝澤多佳子委員, 竹林憲明委員, 西澤博委員, 山本哲一委員(五十音順)

(オブザーバー)

堀内照美民事部裁判官, 田中正哉民事部裁判官

(事務担当者)

武長事務局長, 谷口民事首席書記官, 荻野刑事首席書記官, 鈴木総務課長, 今堀総務課課長補佐

### 4 議事

(1) 開会あいさつ(委員長), 新任委員紹介等

(2) 労働審判制度の概要ビデオの上映及び労働審判事件についての裁判官の説明等

(3) 意見交換(テーマ「労働審判制度について」)の要旨(委員, 裁判所)

労働審判員の研修用ビデオを見ていて, スピーディーな労働紛争の解決のためか, 民事調停委員に比べて, 労働審判員はかなり強く当事者を説得しているように感じた。

労働審判手続では労働関係に関する専門的な知識・経験を有する専門家としての労働審判員2人が裁判官1人とともに, 個別の労働紛争における権利

関係を判断し、それを踏まえた上で、事案の実情に即した解決策を、調停案として示し、調停を試みていることから、説得力を増した運営が行われていると言え、調停成立による解決が多くなっている。また、労働審判では民事訴訟事件の判決とは違い、請求を認めるか否かの二者択一ではなく、労働紛争を解決するために妥当で幅の広い条項を定めることができる。

労働審判員は、最高裁判所において、労働者側、使用者側の各団体に推薦方を依頼し、その被推薦者について、津地方裁判所で労働審判員の候補者とするか検討した上、最高裁判所に任命上申を行い、最高裁判所で審査され、任命されている。そして、津地方裁判所では毎年、労働審判員を対象とした研修会を実施している。

労働審判手続では、代理人は弁護士が原則とのことであるが、事案によっては、社会保険労務士が代理人になるとよい場合もあると思う。

この委員会まで労働審判制度があることを知らなかった。現在の社会・経済情勢からすると、労働問題に関係する紛争が多く生じているので、労働審判制度のニーズが高まっていると思う。裁判所では、労働審判制度をより国民に知ってもらうために、どのような周知を行っているのか。

最高裁判所で作成した「ご存じですか？労働審判制度」と「雇用関係のトラブルを解決したい方のために - 裁判所の手続 - 」という2種類のリーフレットを、裁判所の窓口で備え置き、手続相談等で利用している。また、それらのリーフレットを三重県内の市役所、町役場、三重労働局、各労働基準監督署、三重県労働・生活相談室、三重県労働委員会等に送付し、相談等に役立てていただいている。また、最高裁判所のホームページには労働審判制度の説明のコーナーもある。

解雇されてお金がなく困っている人に労働審判制度を知ってもらえるような周知が必要だと思う。解雇などの労働に関する問題を抱えている人が多く来るところであれば、ハローワークにも置いてもらったら良いと思う。

法テラスでの相談を通じて裁判所の調停を利用した方もいるので、もっと法テラスと連携することにより労働審判制度の周知を行えば、利用者が増えていくと思う。

労働紛争の解決方法として、裁判所の労働審判や調停以外にも、無料の労働委員会のあっせん制度もあり、裁判所の制度だけでなく、労働紛争を解決する他の制度も含めて、どこが違うのか、利点等を一覧表にしたものを作ったら、利用者にとってよく分かると思う。

(4) 次回意見交換のテーマ

「簡易裁判所の民事事件について」

(5) 次回期日

平成21年7月9日(木)午後1時30分から